

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	令和7年度食料品等物価高騰支援給付金事業	①食料品価格等の物価高騰による経済的負担を軽減することを目的に、全住民を対象に現金給付を行い、住民の生活を支援する。(当町では、食料品等を購入できる店舗が少ない状況であり、商品券等で購入のできなかった他市町村のスーパー及び移動スーパー等でも食料品等を購入することができ、住民の選択枠を拡大させ、安心して生活するために現金給付とする。) ②全住民への給付金及び事務費 ③食料品等物価高騰支援給付金事業費 21,829千円 ・(1,033人(R8.1.1時点)+7)×20,000円=20,800千円 事務費 ・需用費 100千円 ・役務費 302千円 ・システム改修費 627千円 ④笠置町全住民	R8.3	R8.4以降
2	③消費下支え等を通じた生活者支援	令和7年度物価高騰等対策事業	①物価高騰による家計の負担を軽減するため、全住民を対象に商品券の配付を行う。 ②商品券作成、消耗品、通信運搬、委託料に係る経費 ③物価高騰対策事業 9,275千円 ・(1,051人(R7.6.1時点)+5)×7,000円=7,392千円 ・委託料 1,883千円 ④笠置町全住民 ※その他 11千円については、限度額超過分のため一般財源で対応	R7.12	R8.3
3	③消費下支え等を通じた生活者支援	令和7年度物価高騰等対策事業(追加分)	①物価高騰による家計の負担を軽減するため、全住民を対象に商品券の配付を行う。 ②商品券追加分に係る経費 ③物価高騰対策事業 1,056千円 ・(1,051人(R7.6.1時点)+5)×1,000円=1,056千円 ④笠置町全住民	R7.12	R8.3
4	④消費下支え等を通じた生活者支援	令和7年度物価高騰対策水道基本料金支援事業	①エネルギー価格高騰による経済的負担を軽減するため、町内水道基本料金の1年間分相当額を現金給付し、住民や事業者を支援する。(速やかな支援の実施の観点から、減免ではなく、口座振替用の口座を活用した現金給付を行う。) ②給付金(水道基本料金1年間分に相当する額)及び事務費 ③物価高騰対策水道基本料金支援事業 10,926千円 ・1,362円(水道基本料金)×(636戸+5戸)×12ヶ月=10,477千円 事務費 ・需用費 100千円 ・役務費 349千円 ④町内の水道使用者(公共施設は除く)	R8.2	R8.4以降

































































































